

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条の規定によって、次のとおり土地
立入りの許可をした。

令和六年二月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 起業者の名称

中国電力ネットワーク株式会社

二 事業の種類

六六kV帝釈川線N〇、十〇十七経年鉄塔建替工事

三 立入りの目的

調査及び測量

四 立ち入ることができる土地の区域

神石郡神石高原町笹尾字貝原一四九二番二、六二四九番三、六五六七番、字城地一六七

三番、六三三九番、六五八二番、字前原谷六七一二番、六七八二番、六七八七番、一七三

五番三、一七五四番三、一七五九番一、一七五九番二、一七七二番、一八〇九番、一八三

三番、字大萩一七二〇番、一七三三番、一七三五番一、一六九六番及び字妙楽寺谷六二三

四番地内

五 立ち入ることができる期間

令和六年二月二十九日から令和七年三月三十一日まで